

居宅サービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	草加病院居宅療養管理指導		
所在地	備前市西片上 1122		
提供可能サービス 及 び 事業者指定番号	居宅療養管理指導		第 3 3 1 1 1 1 0 1 0 4 号
管理者及び連絡先	氏名	早川 鯉香	
	連絡先	6 4 － 3 8 1 1	
サービス提供地域	備前市・和気町		

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 営業時間

サービス種類	平 日	土曜日	日曜日・祝日
居宅療養管理指導	9 : 00 ~ 18 : 00	9 : 00 ~ 18 : 00	休 業
	12 月 31 日 ~ 1 月 3 日は休業します。		

3. サービスの内容

(1) 居宅療養管理指導

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

4. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として利用料金の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 居宅療養管理指導に関する利用者負担金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その利用金の額に、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

※事業実施地域を超えた地点から片道おおむね 2 キロメートル以上 5 キロメートルまで 400 円、片道おおむね 5 キロメートル以上 10 キロメートルまで 800 円、以降 5 キロメートルにつき 400 円を加算

5. 個人情報の保護

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

7. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、岡山県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

草加病院居宅療養管理指導	電話番号	(0869) 64-3811
	FAX 番号	(0869) 63-4538
	相談員（責任者）	早川 鯉香
	対応時間	月～土 午前9:00～午後6:00

(2) 公的機関においても、苦情の申し立てができます。要介護認定の申請を行った各市町村介護保険相談窓口へも苦情の申し立てができます。

9. 医療法人草加草仁会の概要

名称・法人種別	医療法人 草加草仁会
代表者氏名	理事長 草加 勝康
所在地・電話	備前市西片上 1122 (0869) 64-3811
業務の概要	草加病院 草加病院通所リハビリテーション 草加病院居宅療養管理指導 わかくさ居宅介護支援事業所 わかくさ訪問看護ステーション（訪問看護・訪問リハビリテーション） わかくさ訪問介護ステーション
事業所数	6 事業所

【説明確認欄】

年 月 日

居宅サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 備前市西片上 1122

事業所名 医療法人 草加草仁会
草加病院居宅療養管理指導

説明者 印

居宅サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印